



国海安第 137 号
平成 22 年 12 月 22 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省
海事局安全基準課長 久保田 秀夫



船舶検査心得の一部改正について

標記につきまして、船舶設備規程（昭和 9 年逡信省令第 6 号）等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶検査心得の一部改正について

1. 背景

- 海水バラストタンク及びバルクキャリアの二重船側部分の防食塗装 (PSPC* for WBT) の性能基準は、船舶検査心得 2-1-5「船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」附属書[2]に規定している。この附属書[2]は、MSC 決議 215(82)に準拠して作成しているが、当該決議が採択された当初は、塗装のメンテナンス及び修繕にかかるガイドラインが策定されていなかった。

今般、IMOにおいて作成予定となっていた、「防しよく塗装に関する塗装の保守及び修繕に係るガイドライン」が作成され、MSC.1/Circ.1330 として回章された。(発効日：平成 23 年 1 月 1 日)

*Performance Standard for Protective Coatings

- IMDGコードは危険物の個品運送について規定しており、国連で策定されている「危険物輸送に関する国連勧告」の改正等に対応して順次改正が行われている。

今般、平成 23 年 1 月 1 日発効予定の所要の改正について、船舶設備規程等の一部を改正する予定としているが、これらに伴い、引火性液体類の分類基準が一部変更されることとなっている。

2. 概要

上記に対応するため、船舶検査心得の一部について別添のとおり所要の改正を行う。
なお、これらの概要については以下のとおり。

- 2-1-5 船舶の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

保守及び修繕に関して参照すべきガイドライン (MSC.1/Circ.1330) の追記、及びこれらを行った場合に塗装テクニカルファイルに記録すべき事項を規定。

MSC 88 で合意された、自動塩分濃度計測機器を用いた計測手法 (NACE SP0508-2010) を ISO 8502-9 の同等措置とすることについて追記。(MSC88/WP.8 paragraph 7.14, 7.15)

- 3-1 船舶設備規程等

引火性液体類の引火点の基準を 61℃ から 60℃ に変更。

3. スケジュール

公布の日：平成 22 年 12 月 XX 日

施行日：平成 23 年 1 月 1 日

(船舶設備規程等の一部を改正する省令の施行日と同じ。)

以上